

# 山形市障がい福祉計画 (第7期計画)

## 山形市障がい児福祉計画 (第3期計画)

令和6年度～令和8年度

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画の推進により、SDGsのこのゴールの達成に貢献することを目指します。

令和6年3月

山形市

「障がい」の表記について

本計画においては「障害」を「障がい」と表記します。

ただし、法令名、告示の名称、法令等からの抜粋についてはそのままの表記とします。

## 目 次

---

第1章 計画の基本的な事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画に定める事項	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画期間	3
6 計画の策定体制	4
7 計画の進行管理	5
第2章 これまでの取組状況と実績	6
1 前計画の成果目標に対する実績、評価	6
(1) 障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行	6
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	8
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	9
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	11
(6) 相談支援体制の充実・強化等	12
(7) 障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築	13
(8) 発達障がい者等への支援体制の構築	14
2 総括	14
第3章 アンケート調査について	15
1 「障がい福祉アンケート調査」概要	15
2 「事業所等アンケート調査」概要	24
3 アンケート調査等の総括	26
(1) 「障がい福祉アンケート調査」	26
(2) 「事業所等アンケート調査」	26
第4章 成果目標	27
1 障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行	27
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進	28
3 地域生活支援の充実	29
4 福祉施設から一般就労への移行等	31
5 障がい児支援の提供体制の整備等	33
6 相談支援体制の充実・強化等	35
7 障がい福祉サービス事業所等の適正な運営に係る体制の構築	36
8 就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上	37

## 目 次

---

第5章 成果目標に関連する指標 .....	38
1 障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行 .....	38
(1) 障がい福祉サービス等の利用者数、利用量の見込 .....	38
(2) 地域生活支援事業等の実施体制等 .....	46
(3) 障がい福祉サービス等事業所の整備 .....	51
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	52
(1) 山形市における保健・医療・福祉関係者による協議の場への参加者数等...	52
(2) 精神障がい者の障がい福祉サービス利用者数 .....	52
3 地域生活支援の充実 .....	52
4 福祉施設から一般就労への移行 .....	53
5 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	55
(1) 障がい児通所サービスの利用者数、利用量の見込 .....	55
(2) 障がい児保育の実施 .....	57
(3) 発達障がい者等に対する支援 .....	57
(4) 保育所等の巡回支援の実施 .....	57
6 相談支援体制の充実及び強化 .....	58
7 障がい福祉サービス事業所等の適正な運営に係る体制の構築 .....	59
8 就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上 .....	59
第6章 資料編 .....	60
1 障がい者手帳所持者数 .....	60
2 障がい種別手帳所持者数 .....	60
3 障がい児支援の現状 .....	62

# 第1章 計画の基本的な事項

## 1 計画策定の趣旨

山形市では、障害者基本法に基づき、令和2年3月に「障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり」を基本理念とする「山形市第4次障がい者基本計画」を策定しました。

この基本理念のもと、「障がい者の自立した生活の支援」、「障がい者の社会参加の確保」、「障がいを理由とする差別の解消の推進」という3つの基本目標と取り組むべき基本施策を掲げ、障がいの有無にかかわらず地域全体で支え合う共生社会の実現に向けて、障がい福祉施策の推進に取り組んでおります。

「山形市障がい福祉計画（第7期計画）」及び「山形市障がい児福祉計画（第3期計画）」（以下「本計画」といいます。）は、国が定める基本指針<sup>1</sup>及び「山形市第4次障がい者基本計画」と整合性を図りながら、山形市が取り組むべき事項、成果目標を定めるとともに、成果目標に関連するサービス等の必要量等を見込み、障がい者等への支援体制を確保することを目指します。

## 2 計画の基本理念

本計画は、山形市における障がい者等のための施策に関する基本的な計画である「山形市第4次障がい者基本計画」の基本理念を共有し、障がい者等（難病患者を含みます。）が住み慣れた地域の中で自立した生活を送れるよう支援を行い、地域共生社会の実現を目指します。

### 基本理念

障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、  
地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり

<sup>1</sup> 基本指針：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号（最終改正：令和5年<sup>こども家庭庁</sup>告示第1号<sup>厚生労働省</sup>））

(参考)「山形市第4次障がい者基本計画」の基本施策

基本施策	施策の内容
1 自立に向けたサービスの充実と環境の整備	(1) 自立した生活支援の充実
	(2) 相談・情報提供体制の充実
	(3) 経済的自立に向けた支援の充実
	(4) 保健・医療サービスとの連携
	(5) 教育・療育の充実
	(6) 働く場の確保
2 社会参加の機会の確保	(1) 社会参加のための手段の確保
	(2) 社会参加の機会の拡大
3 地域で支え合う仕組みの構築	(1) 差別の解消と権利擁護の推進
	(2) バリアフリー化の推進
	(3) 啓発・広報活動の推進
	(4) ボランティア活動の推進
	(5) 防災・防犯対策の推進

### 3 計画に定める事項

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする山形市障がい福祉計画（第6期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第2期計画）（以下「前計画」といいます。）の取組の実績や、アンケート調査によって得られたニーズ、事業所等の課題に基づいて山形市が実施すべき事項、成果目標<sup>2</sup>及び成果目標を達成するための取組を定めます。併せて、成果目標に関連する指標<sup>3</sup>として、障がい福祉サービス等の種類ごとの必要量等を見込みます。

また、前計画において目標を達成し確立した体制等の更なる質の向上を図るとともに、未達成であった目標については、原因の分析を踏まえ、本計画における達成を目指します。

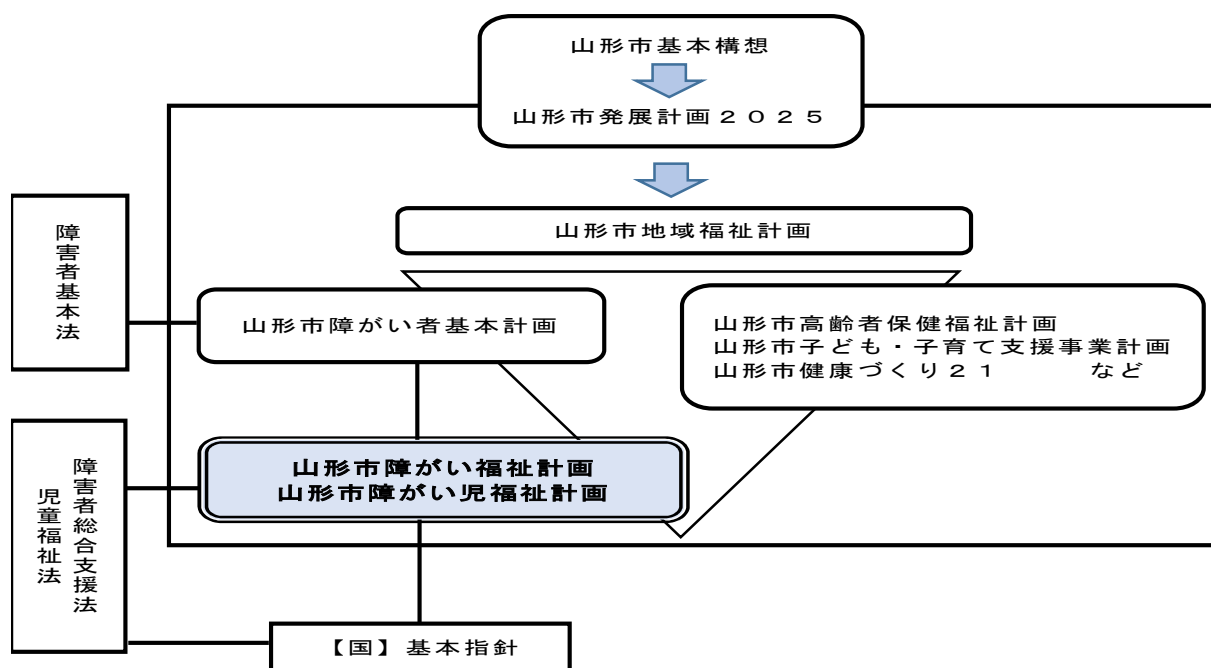
2 成果目標：基本指針が示す、必要なサービス等の提供体制の確保に係る目標。本計画では、基本指針を踏まえた7項目及び山形市独自の1項目の8項目ごとの目標を設定。

3 成果目標に関連する指標：成果目標の達成に関連したサービス等についての見込量等。

4 計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画は、山形市における他の計画と整合性を図ります。



5 計画期間

本計画における計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
山形市障がい福祉計画		第6期			第7期			第8期		
山形市障がい児福祉計画		第2期			第3期			第4期		
(参考) 山形市障がい者基本計画	第4次 (R2~R6)					第5次 (R7~R11)				

R：令和

## 6 計画の策定体制

---

### (1) 山形市障がい者自立支援協議会の開催等

山形市障がい者自立支援協議会<sup>4</sup>の開催により、当事者及び関係機関等の意見を聴取しています。

また、基本指針では、市町村の「市町村障害福祉計画」の策定にあたり難病<sup>5</sup>患者、難病相談支援センター等からの意見を尊重することと示されていることから、山形県難病相談支援センターから意見を聴取しています。同センターからの意見を踏まえ、本計画において「障がい者等」に難病患者を含む旨を明記しています。

### (2) サービス利用状況及びニーズの把握

障がい者、サービス事業所等へのアンケート調査により利用者のニーズの把握に努めています。

---

4 山形市障がい者自立支援協議会：障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき山形市が設置している協議体。関係機関や当事者により構成され、地域の課題等について協議を行う。

5 難病：国が定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（指定難病）をいう。難病患者は、障害者総合支援法の支援の対象であり、同法に基づく障がい福祉サービス等の対象。

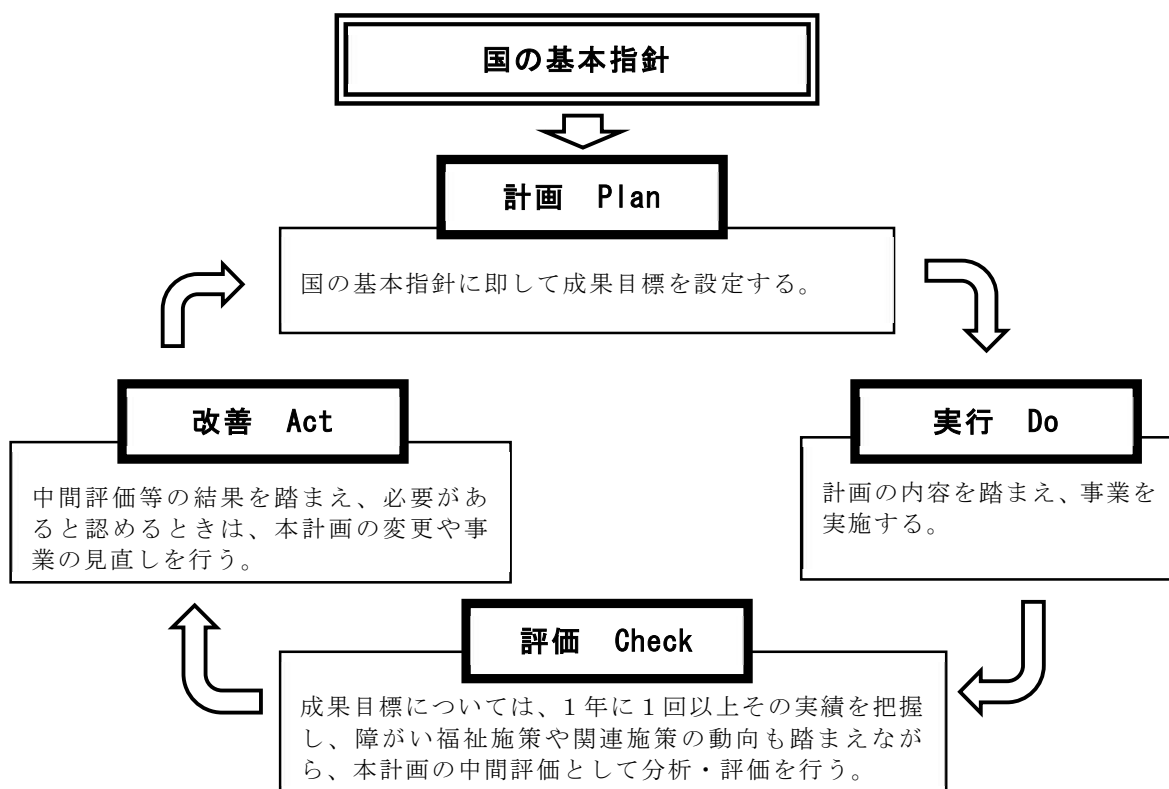


7 計画の進行管理

本計画の成果目標等については、少なくとも1年に1回は実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析及び評価（中間評価）を行います。

また、中間評価については、山形市障がい者自立支援協議会に報告し、必要に応じて計画の変更等の措置を講じます。

本計画におけるPDCAサイクル



## 第2章 これまでの取組状況と実績

### 1 前計画の成果目標に対する実績、評価

#### (1) 障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活移行を目指すとともに、施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上の減少を目標に定めました。

項目	数値		説明	達成度 (見込)
令和5年度末時点の施設入所者数	目標	174人 以下	令和元年度末時点の施設入所者数177人から1.6%(3人)以上の減少	○
	実績 見込	161人 以下	R3: 170人 R4: 161人	
令和2年度から令和5年度までの地域生活移行者数	目標	11人 以上	令和元年度末時点の施設入所者数177人の6%(11人)以上の移行を目指す	↓
	実績 見込	7人	R2~R3: 計5人 R4: 2人	

達成度 ○: 目標達成 ※目標達成が見込まれない項目は目標値との比較を矢印で示す

#### 【実績】

- ・施設入所者数は減少傾向にあり、目標値を上回る見込みです。
- ・地域生活移行者数は令和2年度が3人、令和3年度が2人、令和4年度が2人、令和5年度が0人（見込み）で、目標値を下回る見込みです。

#### 【振り返り】

- ・施設入所者数については、地域生活（グループホーム）への移行の他、入所者の高齢化に伴う介護保険施設への移行等がありましたが、新たに入所する人数が増加しなかったことで、減少となりました。
- ・施設入所者の地域生活移行については、事業者等が本人の移行の意思を確認しながら進めていましたが、目標に及びませんでした。本人の意思の確認、移行後に利用するグループホーム等の支援の確保について、事業者等と連携しながら、入所者個々に対する検討が必要でした。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への円滑な移行を進めるため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム<sup>6</sup>の構築を目標に定めました。

項目	目標	実績	達成度
山形市における保健、医療、福祉関係者などによる協議の場を設置	設置	設置した (R4.1)	○

## 【実績】

山形市障がい者自立支援協議会に協議の場を設置しました。また、山形県村山圏域での協議の場に山形市も出席し、圏域的な連携の維持、向上に努めました。

## 【振り返り】

関係機関からの協力を得て、協議の場を設置しました。協議の場では、医療機関と福祉事業所の役割の明確化等、地域の支援体制の課題を整理しました。また、課題の解決に向けた、関係機関の相互理解を深める研修会の開催等の取組が行われました。

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム：精神障がい者が、地域で安心して生活できるよう、医療、福祉等が包括的に確保された支援体制

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者等の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がい者等が安心して地域生活を送れるよう、①相談、②体験の機会、③緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を有する地域生活支援拠点等<sup>7</sup>の確保等を目標に決めました。

項目	目標	実績	達成度
地域生活支援拠点等の確保	1つを確保	1つを確保した (R3.1)	○
地域生活支援拠点等の運用状況の 検証及び検討回数	年1回以上	年1回以上実施 した	○

【実績】

- ・地域生活支援拠点等は、令和3年1月に確保しました。
- ・5つの機能の充実を図るため、山形市障がい者自立支援協議会で、機能の活用についての検証、検討を実施しました。

【振り返り】

- ・介護者が急病で不在となった場合等に備え、緊急時に障がい者等を受入れるための居室を確保する事業を開始したことで「③緊急時の受入れ・対応」の機能を整備し、地域生活支援拠点等を確保しました。
- ・山形市障がい者自立支援協議会で、緊急の相談を受け付ける体制や、相談受け後に緊急用居室等の利用までの支援機関の役割を整理し、地域生活支援拠点等を円滑に運用するための検討を実施しました。

7 地域生活支援拠点等：障がい者の介護者が急病で不在となった場合等の対応や地域で生活するためのサービスの体験利用等を行うための機能を備えた支援体制。確保の手法として、拠点等機能を備えた施設を整備する拠点整備型、複数の機関が分担して拠点等機能を担う面的整備型がある。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設<sup>8</sup>から一般就労<sup>9</sup>への移行については、令和5年度中の就労移行支援事業<sup>10</sup>又は就労継続支援事業<sup>11</sup>からの移行者数について目標を定めました。

また、令和5年度中の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%以上が就労定着支援事業<sup>12</sup>を利用することを目指しました。

項目	数値		説明	達成度 (見込)
令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数	目標	40人以上	令和元年度中に福祉施設を退所し一般就労した者30人の1.3倍以上	↓
	実績見込	30人	R3:25人 R4:25人	
就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	目標	25人以上	令和元年度末の就労移行支援事業の利用者19人の1.3倍以上	↓
	実績見込	20人	R3:16人 R4:18人	
就労継続支援A型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	目標	8人以上	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者6人の1.3倍以上	↓
	実績見込	7人	R3:7人 R4:4人	
就労継続支援B型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	目標	7人以上	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者5人の1.4倍以上	↓
	実績見込	3人	R3:2人 R4:3人	
令和5年度に就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	目標	70%以上	令和5年度中に福祉施設を退所し一般就労に移行する者(就労移行後6月以上経過した者に限る。)のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	○
	実績見込	87%	一般就労見込30人に対する就労定着支援の利用者数26人の割合(令和5年4月から9月までの月平均)≒87%	

達成度 ○：目標達成 ※目標達成が見込まれない項目は目標値との比較を矢印で示す

8 福祉施設：就労移行支援事業所等、福祉的な通所サービス事業所。

9 一般就労：障がい福祉サービスの利用から、一般企業に就労すること。

10 就労移行支援事業：一般就労に必要な訓練や求職活動の支援を行う事業。

11 就労継続支援事業：一般就労が困難な障がい者等に、生産活動等の場の提供や訓練を行う事業。A型は雇用契約を結んで利用し、B型は雇用契約を結ばずに利用するもの。

12 就労定着支援事業：一般就労した後に、相談や連絡調整等を行い、就労定着を図る事業。

【実績】

- ・障がい者雇用の促進等により、福祉施設から一般就労への移行者数は増加傾向にありますが、目標値を下回る見込みです。
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和5年4月から9月までの期間の月平均で26人が利用しており、目標値を上回る見込みです。

【振り返り】

- ・就労移行支援について、前計画期間における利用人数が20人増加（※1）したことに対し、一般就労移行者数の増加が4人（※2）に留まっており、一般就労に進まない（進みにくい）ケースについて、個別に要因を把握することが必要でした。なお、障がい者実雇用率については、法定雇用率に達しない情勢が続いていました。

※1 20人…令和3年度実績36人と令和5年度実績（見込）56人の差  
（第5章1の見込量より。）

※2 4人…令和3年度実績16人と令和5年度実績（見込）20人の差

- ・就労継続支援からの一般就労移行については、本人に一般就労する意思があることが前提であることから、意思の確認と支援が必要でした。
- ・就労定着支援事業は、積極的に活用されています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児やその家族が地域で安心して生活ができるよう、障がい児支援の提供体制の確保を目指しました。

項目	目標	実績	達成度
令和5年度末までに児童発達支援センター <sup>13</sup> を設置	1か所以上 設置	1か所設置した (H24.4)	○
令和5年度末までに保育所等訪問支援 <sup>14</sup> を利用できる体制を構築	2か所以上 確保	6か所確保した (R1.11)	○
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 <sup>15</sup> を確保	圏域 <sup>19</sup> 又は市内に 1か所以上確保	市内に 2か所確保した (H25.10)	○
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所 <sup>16</sup> を確保	1か所以上 確保	3か所確保した (H27.3)	○
令和5年度末までに医療的ケア <sup>17</sup> 児支援のための協議の場の設置	設置	設置した (H31.3)	○
令和5年度末までの医療的ケア児等コーディネーター <sup>18</sup> の配置人数	累計31人	累計12人	↓

13 児童発達支援センター：児童発達支援事業のほか、障がい児やその家族、障がい児を預かる施設への助言等を行う機関。

14 保育所等訪問支援：保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援や保育所等への助言を行う事業。

15 児童発達支援事業：未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や訓練等を行う事業。

16 放課後等デイサービス事業：就学している障がい児に対し、授業の終了後等に訓練や交流の促進等を行う事業。

17 医療的ケア：人工呼吸器による呼吸管理、喀かく痰たん吸引等、自宅で家族等が日常的に行う医療的な行為。医療的ケア児とは、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童。

18 医療的ケア児等コーディネーター：医療的ケア児や重症心身障がい児に必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と医療的ケア児等及びその家族をつなぐ役割を担う者。

19 圏域：山形市及び隣接する上山市、天童市（障がい児及びその家族の利便性等を考慮し、山形市が設定）

【実績】

- ・山形市が設置している児童発達支援センター「こまくさ学園」等障がい児通所施設を確保し障がい児への支援を行いました。
- ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、山形市障がい者自立支援協議会に山形市医療的ケア児支援連絡会議を設置し、医療的ケア児への支援のための協議を行いました。
- ・医療的ケア児等コーディネーターの配置人数については、目標値を下回る見込みです。

【振り返り】

- ・児童発達支援センター等の障がい児通所施設や、医療的ケア児支援のための協議の場を設置し、障がい児へのサービス提供体制を確保しました。
- ・研修の周知の不足等により、医療的ケア児等コーディネーターの目標人数が配置できませんでした。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の充実・強化等を目指しました。

項目	目標	実績	達成度
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	現行の相談支援体制を維持しつつ、基幹相談支援センター <sup>20</sup> 設置の必要性を含め今後の相談支援体制のあり方について検討する。	相談支援体制のあり方について検討を実施した。	○

20 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者等に対する総合的な相談支援を行うこと等を目的とした機関



## 【実績】

- ・山形市障がい者自立支援協議会において、相談支援事業者により地域の相談体制のあり方（断らない相談体制づくり等）や、基幹相談支援センターの設置についての検討を行いました。

## 【振り返り】

- ・障がい者等の相談件数が増加している現状等を踏まえ、相談を受けた事業者が相談を断ることなく対応できるよう、事業者間の役割を整理しました。

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の事業所の適正な運営を確保し、利用者が必要とする障がい福祉サービス等が提供される体制の構築を目指しました。

項目	目標	実績	達成度
障害者自立支援審査支払等システム <sup>21</sup> による審査結果を事業所と共有する体制の構築	令和5年度末までに構築	構築した (R5.10)	○
指導監査結果を事業所及び県の指導監査部門と共有する体制の構築	令和3年度末までに構築	構築した (R3)	○

## 【実績】

- ・障がい者自立支援審査支払等システムの審査の結果判明した請求の過誤について、過誤のあった事業所と個別に共有するとともに、頻出する過誤事例については、電子データにとりまとめ、年に1回以上、全ての事業所と共有する体制を構築しました。
- ・指導監査結果を踏まえ、特に改善すべきものとして多かった事例等について、事業所に対して集団指導を通じ注意喚起を行うとともに、判断に迷うような事例がある場合には、県の指導監査部門と随時、相互に資料の提供や情報交換を行う体制を構築しました。

## 【振り返り】

- ・目標を達成したことで、事業所の適正な運営を確保する体制を整えました。

21 障がい者自立支援審査支払等システム：自立支援給付費（障がい福祉サービス）等に係る事業者からの請求について、内容の審査や支払処理を行うシステム。

(8) 発達障がい者等への支援体制の構築

基本指針では示されていませんでしたが、山形市の独自目標として、発達障がい者等とその家族が地域で安心した生活が送れるよう支援体制の確保を目指しました。

項目	目標	実績	達成度
ピアサポート <sup>22</sup> 活動の場	令和5年度末までに確保	確保した (R5.10)	○
ペアレントプログラム <sup>23</sup> の実施体制	令和5年度末までに構築	構築した (R5.4)	○

【実績】

- ・ピアサポート活動及びペアレントプログラムを実施している事業所を確保しました。

【振り返り】

- ・発達障がい者等の地域生活のための支援体制を確保しました。

2 総括

前計画の8つの項目、17の成果目標の8割に当たる14の目標を達成し、障がい者等への支援体制等の確保が図られました。確立した体制等については、本計画でも更なる向上を図っていきます。

また、未達成の3の目標については、その原因の分析を踏まえて取組を見直し、本計画での達成を目指します。

22 ピアサポート：発達障がい者やその親同士の支え合い。

23 ペアレントプログラム：子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動を観察して特徴を理解したり発達障がい者の特性を学ぶこと。

## 第3章 アンケート調査について

本計画の策定にあたり、障がい福祉サービス等に対するニーズを把握するための「障がい福祉アンケート調査」と、事業における課題等を把握するための「アンケート調査」（以下「事業所等アンケート調査」といいます。）を行いました。

両調査の結果のうち、本計画に定める成果目標や、障がい福祉サービス等の実施に関連するものを抜粋し掲載します。

### 1 「障がい福祉アンケート調査」概要

#### 調査対象者

- ① 山形市に住所を有する、障がい者手帳を所持する方及びその他市民の方から無作為に選定した計 1,980 名の方
- ② 山形市に住所を有する障がい福祉サービス事業所等を運営する社会福祉法人 12 法人（※）

※ 事業所等の整備計画の多くが社会福祉法人によるものであることから、調査対象としました。

#### 調査期間

令和5年8月上旬～同月29日

#### 調査方法

調査対象者あて直接アンケート調査票を郵送し、無記名方式で回収

#### 回収率等

調査区分	配布数	回収数 (有効回答数)	回収率
身体障がい	530	339	64.0%
知的障がい	450	289	64.2%
精神障がい	450	272	60.4%
その他市民	550	316	57.5%
社会福祉法人	12	8	66.7%
合計	1,992	1,224	61.4%

● 「障がい福祉アンケート調査」の結果（抜粋）

（注1）SA（Single Answer の略）は単一回答を、MA（Multiple Answer の略）は複数回答を、それぞれ表します。

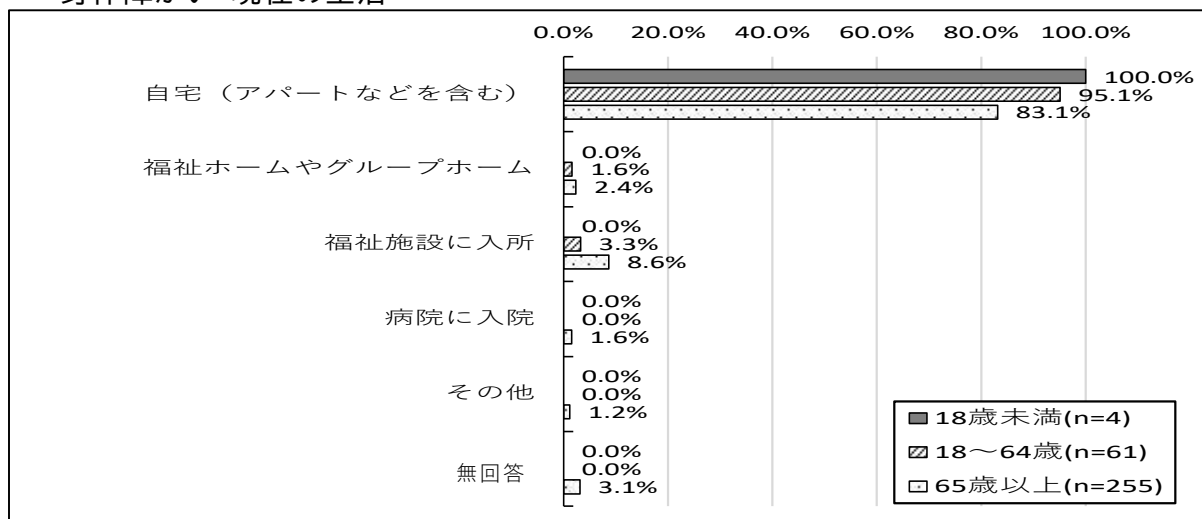
（注2）図表中のn（Number of cases の略）は、設問に対する回答者数のことであり、質問によって異なる場合があります。

（注3）障がい福祉アンケート調査では、設問が調査対象者ごとに設定されています。本計画においては、統一的に掲載するため、調査対象者ごとの回答の一部を抜粋し、表現等に一部修正を加えています。

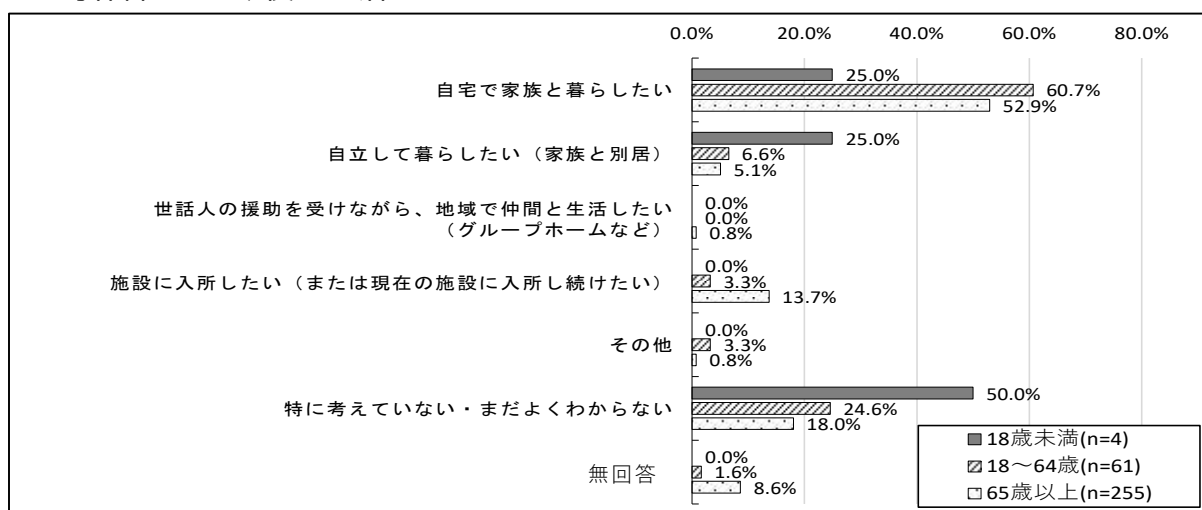
（1）障がい者手帳所持者

- ・あなたは現在どこで暮らしていますか。【SA】
- ・今後どのように生活したいですか。【SA】

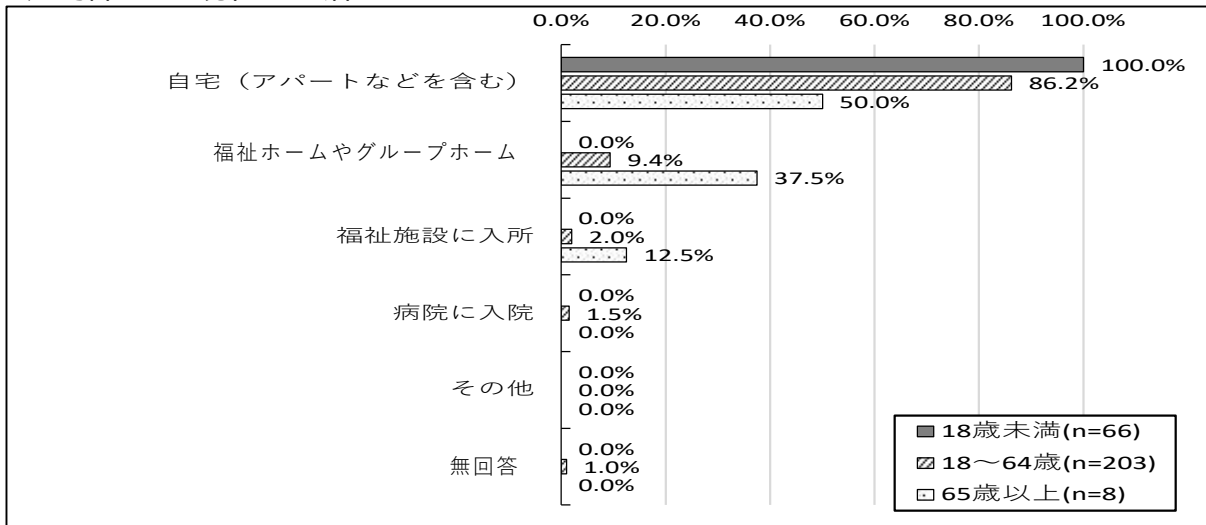
身体障がい:現在の生活



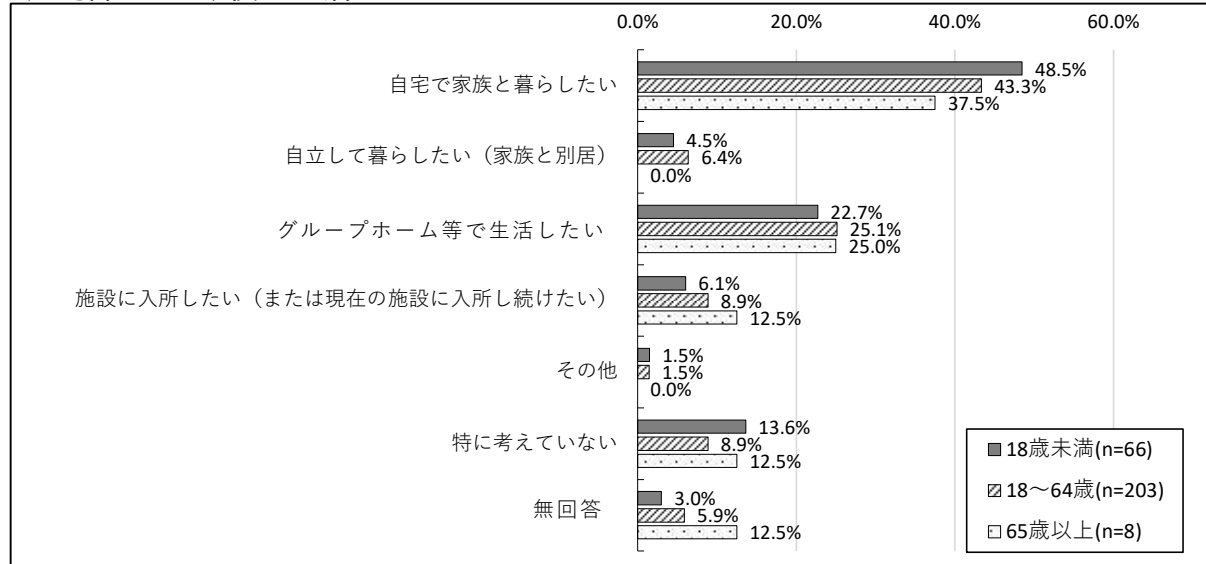
身体障がい:今後の生活



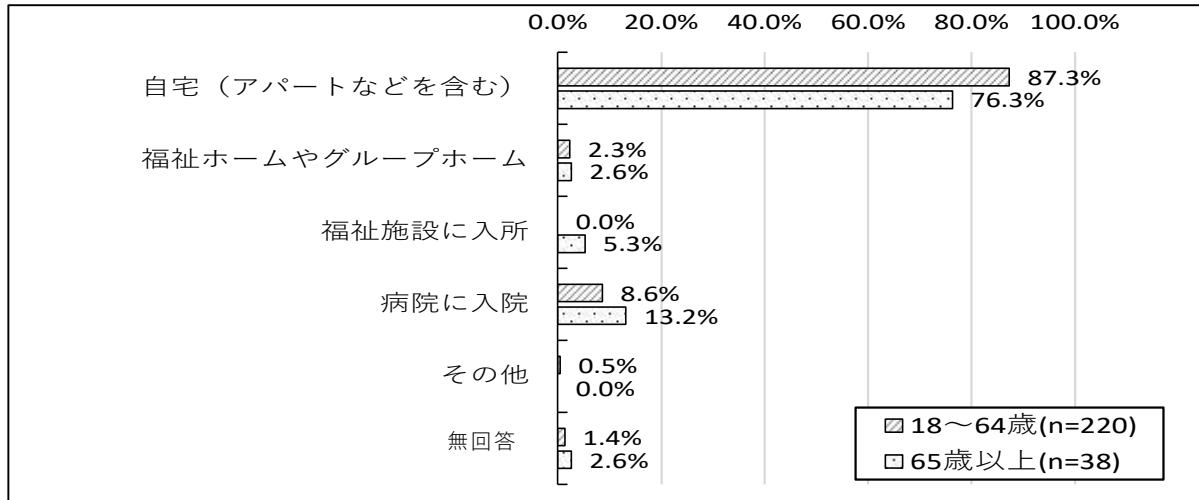
知的障がい:現在の生活



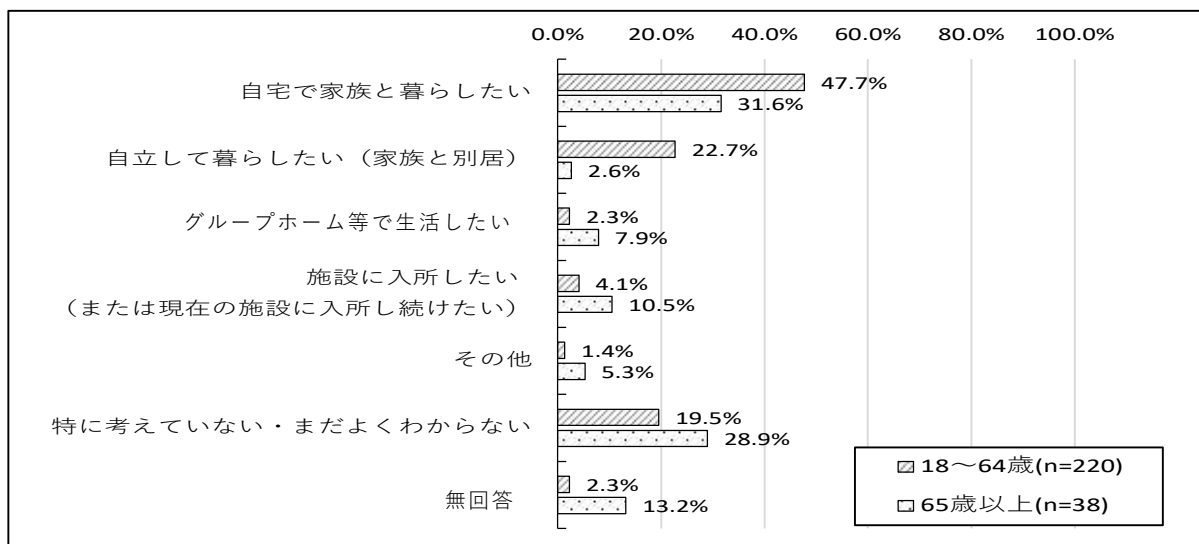
知的障がい:今後の生活



精神障がい:現在の生活



精神障がい:今後の生活



○障がい者手帳所持者の多くが、現在自宅で暮らしていることが分かります。

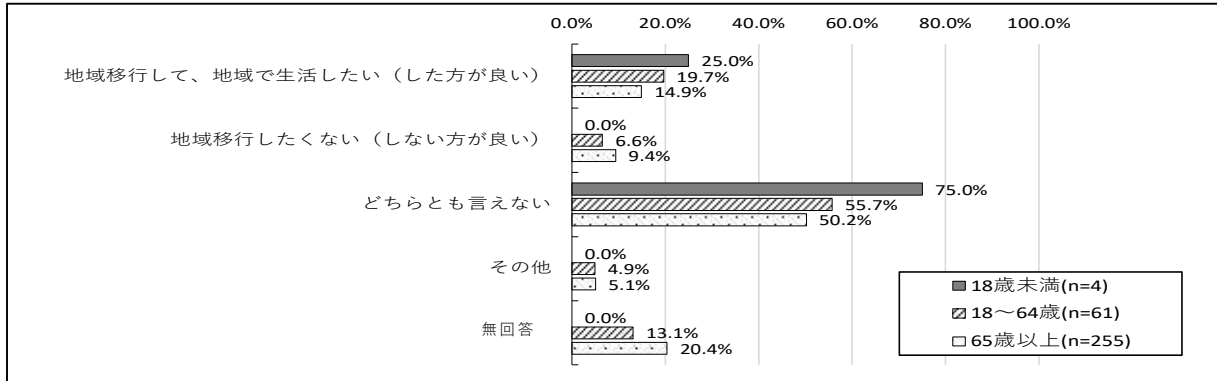
○今後の生活では、「自宅で家族と暮らしたい」や「自立して暮らしたい」の在宅生活を希望する回答が多いことが分かります。

また、知的障がいの結果においては、グループホームを希望する割合が高いことが分かります。

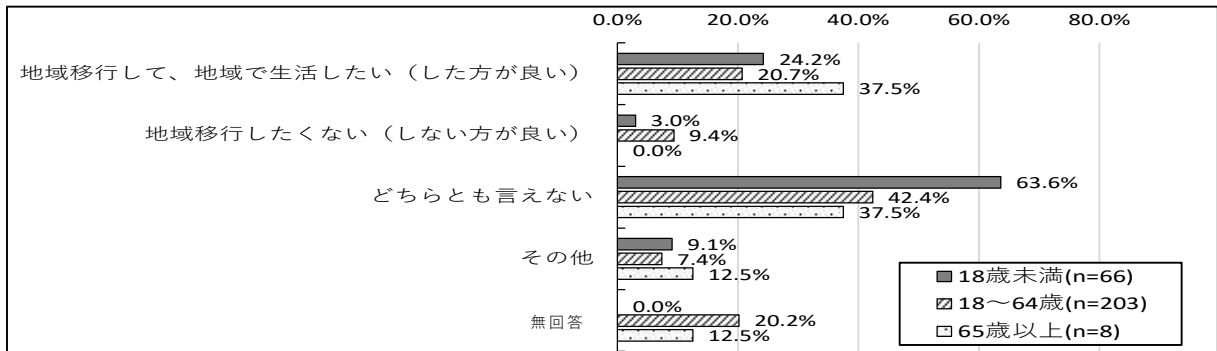
障がい者入所施設（※）からの地域移行（施設を退所して家やグループホームに住み、地域で生活することをいいます。）について、どう思いますか。【SA】

（※ 精神障がいの設問には、「長期入院先の病院」を含みます。）

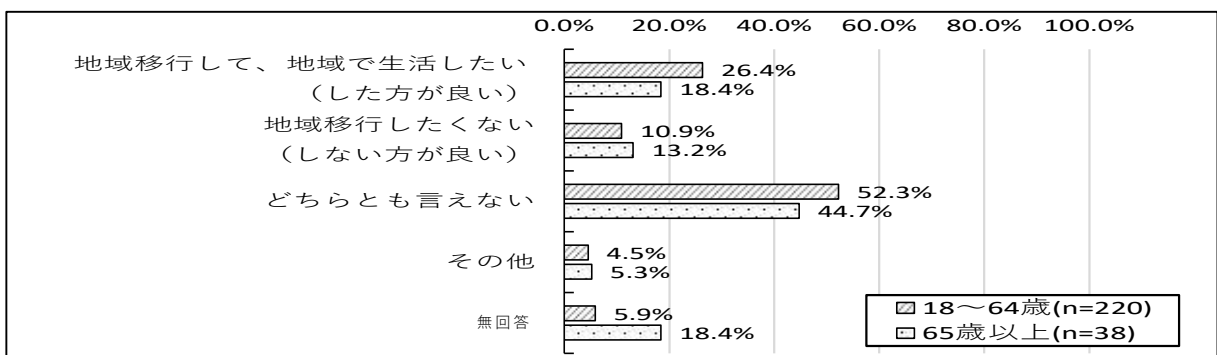
身体障がい



知的障がい



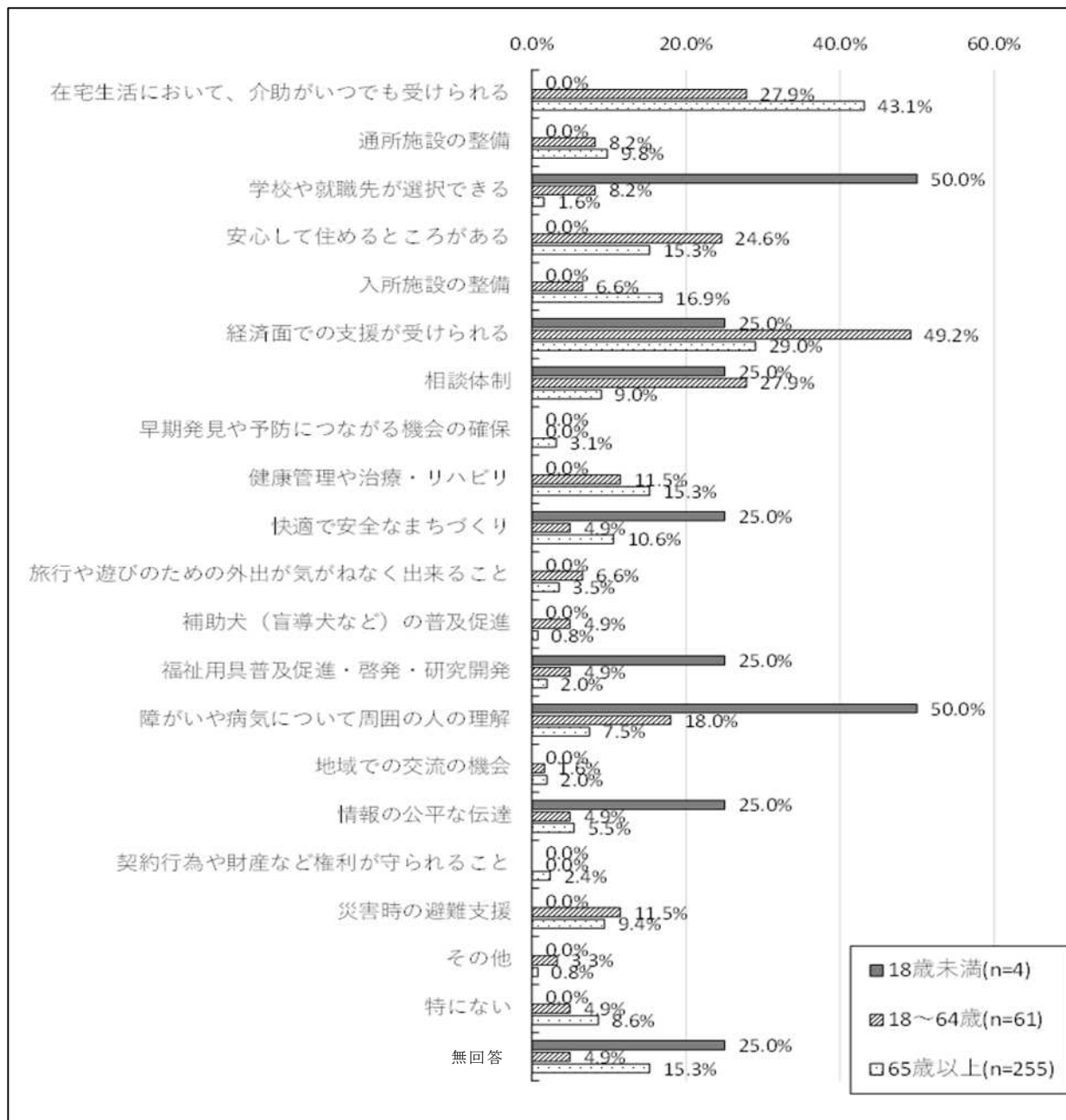
精神障がい



○障がい者入所施設や長期入院先の精神科病院からの地域移行について、「地域移行したい（した方が良い）」と思う方が「地域移行したくない（しない方が良い）」と思う方を上回りました。一方で、「どちらとも言えない」と思う方の割合が高くなっています。

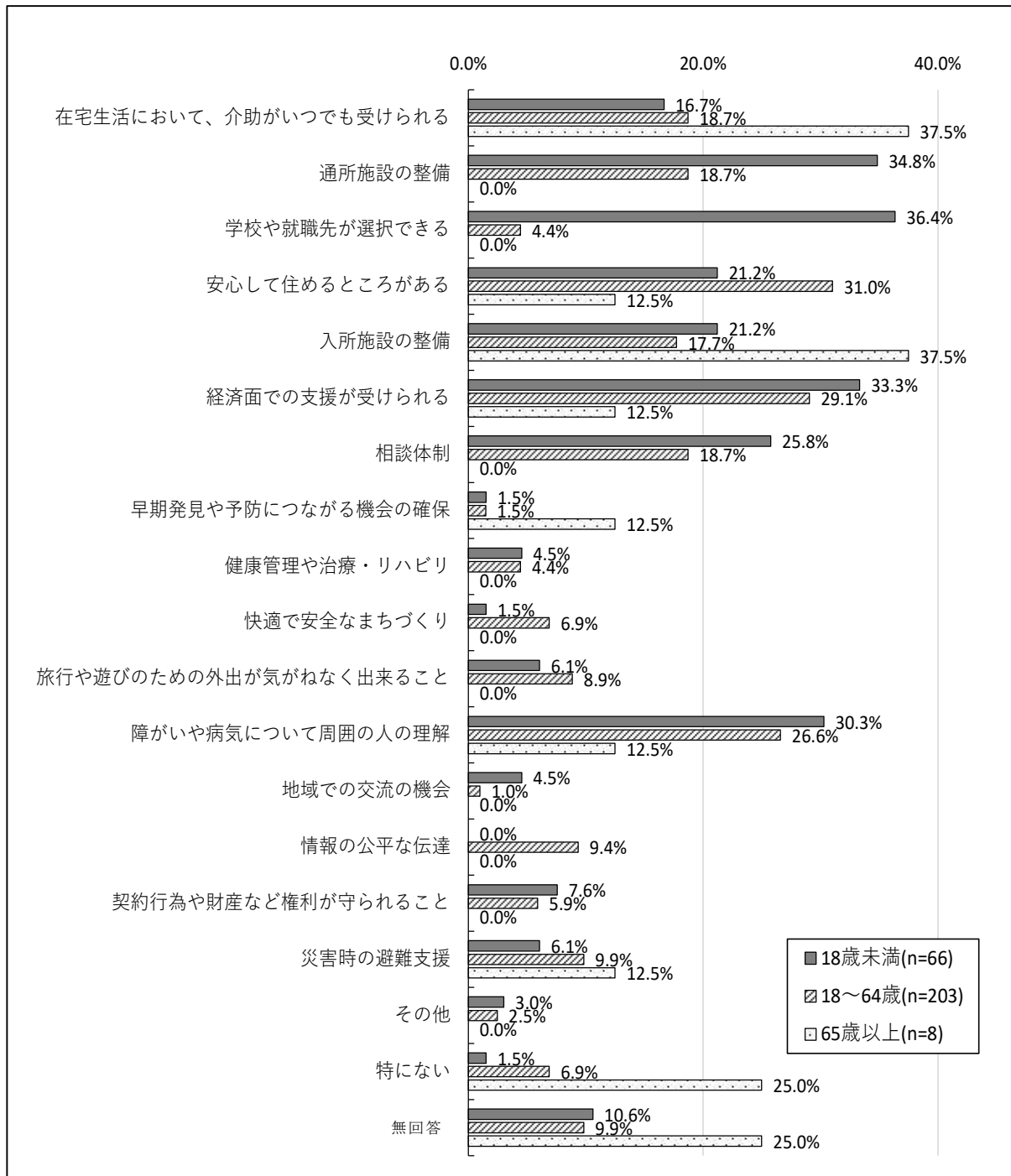
今後、障がい者福祉を充実させるために山形市はどのようなことに特に力を入れていく必要があると思われますか。【MA】

身体障がい

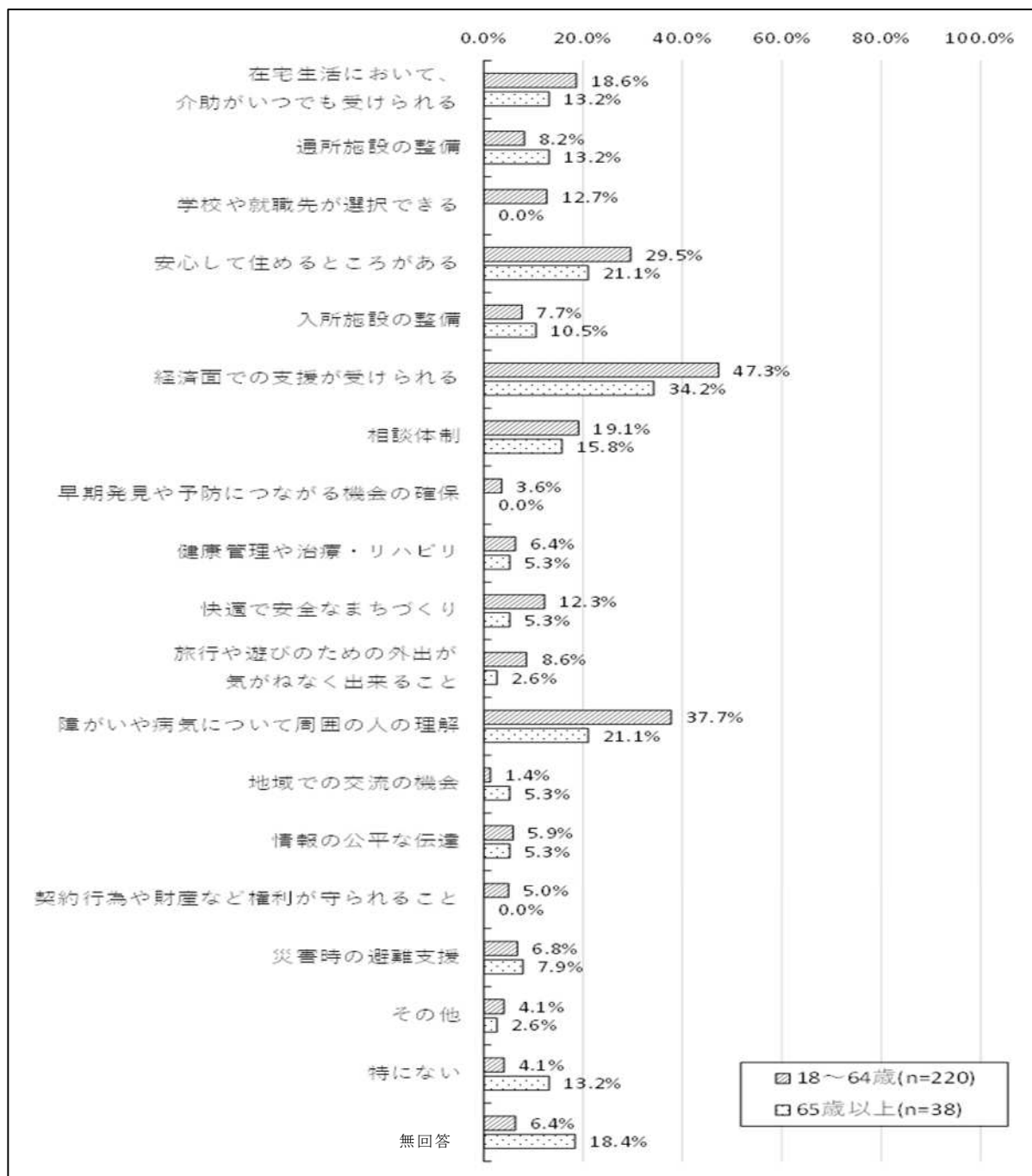




知的障がい



精神障がい



- 全ての障がい種別の結果において、「在宅生活において、介助がいつでも受けられる」、「安心して住めるところがある」回答が多く、それに伴い、日々の相談に対応できるよう、相談体制の充実を求める方が多いことが分かります。
- また、知的障がいの結果においては「通所施設の整備」など、事業所の確保を求める回答が多いことが分かります。

(2) 社会福祉法人

施設整備計画はありますか。

【令和6年度の施設整備の計画】

令和6年度	新設		拡充	
	回答数	具体的数量	回答数	具体的数量
共同生活援助（介護サービス包括型）	1事業所	2件		

【令和7年度の施設整備の計画】

回答なし

【令和8年度の施設整備の計画】

令和8年度	新設		拡充	
	回答数	具体的数量	回答数	具体的数量
生活介護			1事業所	※
共同生活援助（介護サービス包括型）	1事業所	※		

※…件数の数量把握には至っていない

(注) 施設整備計画は、障がい福祉アンケート調査での回答です。山形市では、別途、社会福祉施設等の施設整備の計画について毎年度調査を行っています。

## 2 「事業所等アンケート調査」概要

### 調査対象者

山形市管内で障がい福祉サービス等（※）を実施する全ての事業所及び施設

※ 指定障がい福祉サービス、指定相談支援、指定障がい児通所支援、  
指定障がい児相談支援、地域生活支援事業（注）

注：移動支援（個別支援型、日中活動サービス送迎型）、生活訓練等、  
日中短期入所、タイムケア、訪問入浴、障がい者自立支援訓練

### 調査期間

令和5年7月上旬～同月19日

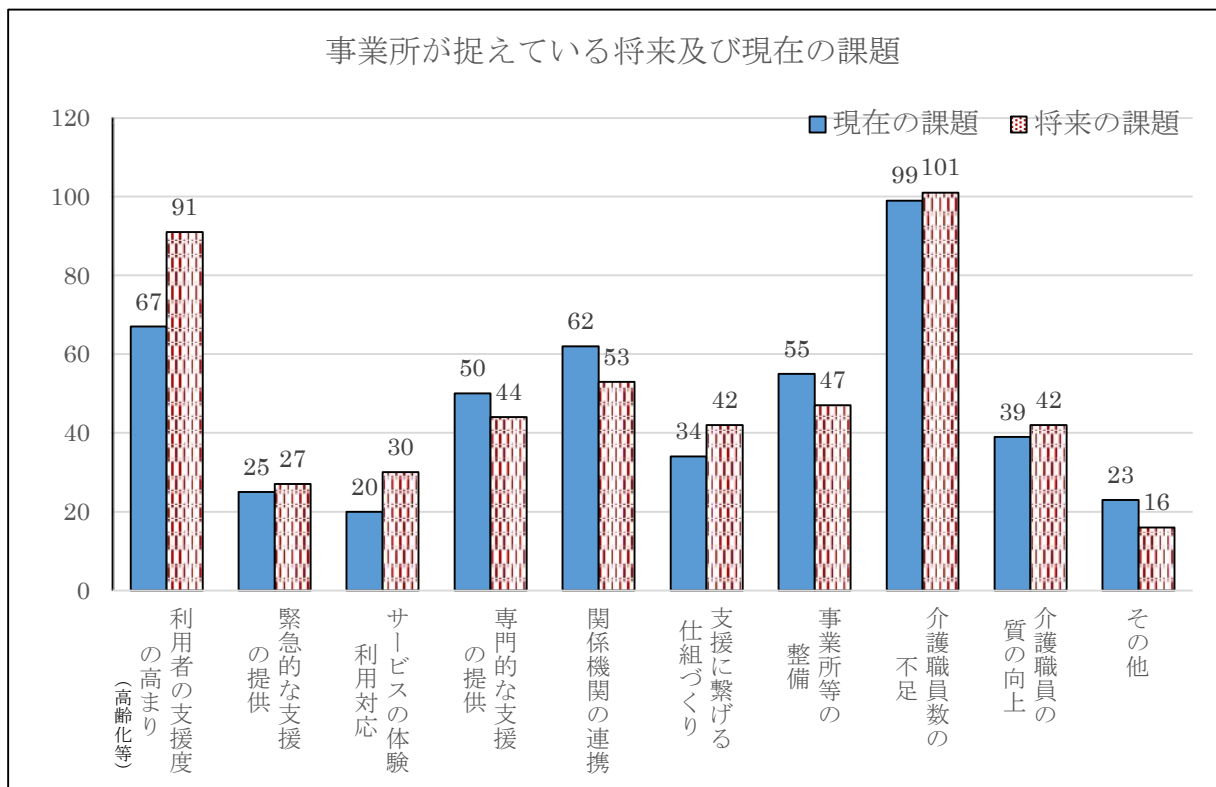
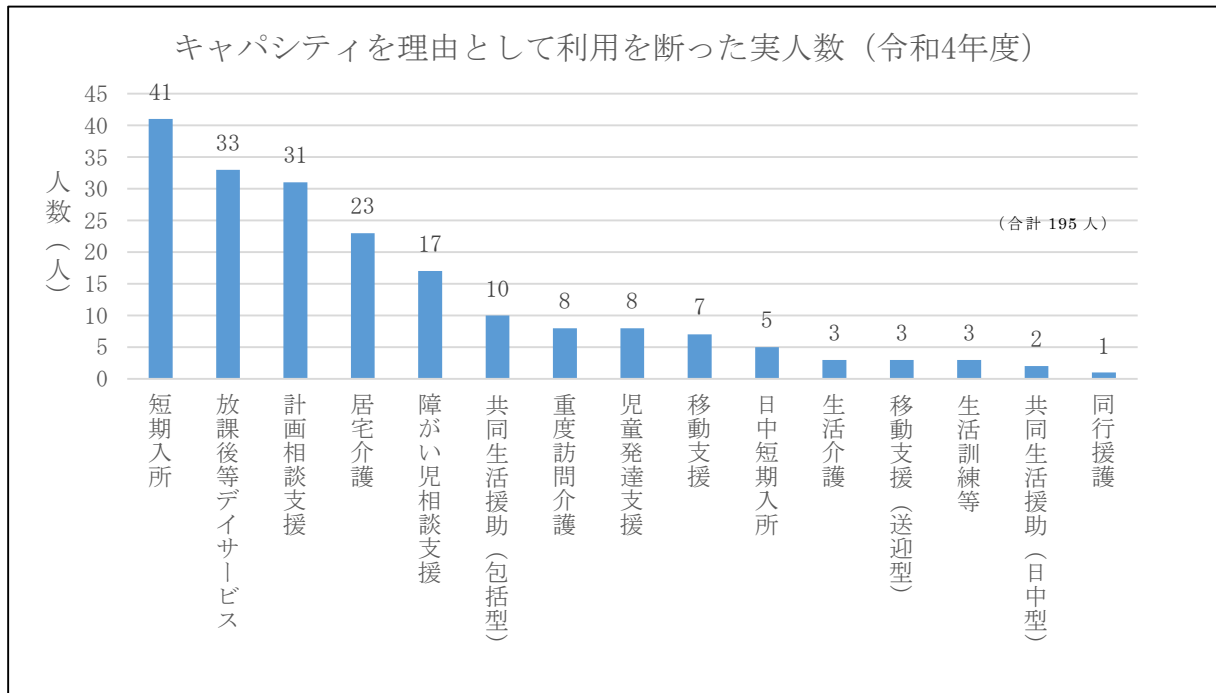
### 調査方法

調査対象者あて直接アンケート調査票を電子メールで送付し、回収（回答者を特定しないよう集計）

### 回収率等

サービス種別	回答件数	調査対象 件数	回答率
居宅介護	15	26	57.7%
重度訪問介護	12	21	57.1%
同行援護	1	4	25.0%
行動援護	0	1	0.0%
短期入所	9	14	64.3%
療養介護	1	1	100.0%
生活介護	16	19	84.2%
施設入所支援	3	4	75.0%
自立訓練（生活訓練）	1	1	100.0%
自立訓練（機能訓練）	0	0	—
宿泊型自立訓練	2	2	100.0%
就労移行支援	3	5	60.0%
就労継続支援A型	5	6	83.3%
就労継続支援B型	22	24	91.7%
就労定着支援	2	4	50.0%
自立生活援助	1	1	100.0%
共同生活援助（介護サービス包括型）	8	12	66.7%
共同生活援助（外部サービス利用型）	4	8	50.0%
共同生活援助（日中サービス支援型）	2	2	100.0%
地域移行支援	5	10	50.0%
地域定着支援	4	9	44.4%
計画相談支援	10	17	58.8%
児童発達支援	16	20	80.0%
医療型児童発達支援	0	0	—
放課後等デイサービス	27	35	77.1%
居宅訪問型児童発達支援	1	1	100.0%
保育所等訪問支援	2	6	33.3%
障がい児相談支援	9	15	60.0%
【地域】移動支援事業（個別支援型）	6	14	42.9%
【地域】移動支援事業（日中活動サービス送迎型）	2	3	66.7%
【地域】生活訓練等	4	4	100.0%
【地域】日中短期入所	5	7	71.4%
【地域】タイムケア	1	3	33.3%
【地域】訪問入浴	4	8	50.0%
【地域】障がい者自立支援訓練	1	1	100.0%
全体	204	308	66.2%

● 「事業所等アンケート調査」の結果（抜粋）



【その他の回答（要旨）】

現在の課題…職員の高齢化（2件）、報酬の不足（2件）、基幹相談支援センターの設置（2件）、利用者の障がい特性に対する対応の困難さ（2件） 等

将来の課題…早期段階での療育（2件）、公的支援がない時間帯の支援の在り方（1件）、恒常的な収益増と商品開発（就労継続支援）（1件） 等

- 障がい児サービスや、居宅生活に必要なサービス、相談支援などについて、受入れ等を断るケースがあります。
- 事業所等が捉えている課題について、現在及び将来のいずれも、「介護職員数の不足」との回答が1番となっています。

### 3 アンケート調査等の総括

---

アンケート調査等の結果から、本計画の策定内容（必要な障がい福祉サービス等の量の見込等）に反映すべき点を総括します。

#### (1) 「障がい福祉アンケート調査」

---

身体障がい、知的障がい、精神障がいの結果に共通して、自宅で生活していくことを希望する方が多数を占めていること、「地域移行したい（した方が良い）」と思う方が「地域移行したくない（しない方が良い）」と思う方を上回っていることが分かりました。また、市に充実を望むことでは、「在宅でいつでも介護が受けられること」、「安心して住めるところがある」、「相談体制」の希望も多く見られ、地域生活の充実が求められています。

#### (2) 「事業所等アンケート調査」

---

事業所等への利用申込があっても、受入れの余裕がないために、利用を断らざるを得ない問題が生じていることが分かりました。また、現在及び将来の課題において、「介護職員数の不足」、「利用者の支援度の高まり」との回答が多数を占め、サービスを提供するための労働力の確保が大きな課題となっています。

## 第4章 成果目標

### 1 障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行

障がい者支援施設（以下、本項において「施設」といいます。）に入所する障がい者のうち、施設入所者数の減少や、施設を退所してグループホーム等での地域生活へ移行する人についての目標を設定します。

#### 国の基本指針

- ①令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上減少させることを基本とする。
- ②令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

#### 【基本指針の説明】

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として生活していくため、施設入所者の地域生活への移行を進めることを目指した指針です。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市の令和4年度末現在の施設入所者数は161人となっています。
- ・国の基本指針を踏まえ、施設入所者数を152人以下まで減少させることを目指します。
- ・国の基本指針及び前計画の実績を踏まえ、施設入所者のうち11人以上が地域生活に移行することを目指します。

成果目標		説明
令和8年度末時点の施設入所者数	152人以下	令和4年度末時点の施設入所者数161人から5%（9人）以上減少
令和5年度から令和8年度までの地域生活移行者数	11人以上	令和4年度末時点の施設入所者数161人の6%（10人）以上から前計画の目標値11人まで引き上げ

<目標達成に向けた取組>

- ・施設や相談支援事業者と連携し、個別の支援会議を開催するなどして、本人の意思決定を尊重しながら移行に必要なサービス等を個別に把握します。
- ・必要とされるサービスについては、障がい福祉サービス事業所を運営する法人等と共有することで、法人等による適切な事業所等の整備を促進していきます。
- ・事業所等における労働力の確保が喫緊の課題であることから、高齢者福祉分野における事業所等の生産性向上を図る事業で培ったノウハウ等を障がい福祉分野に横展開し、障がい福祉の現場における働きがいや業務の質の向上を図ります。また、ICT機器の導入等による業務負担の軽減について、事業者と協議を行います。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進

精神障がい者の地域生活の支援のため、保健、医療、福祉関係者等による協議の場の開催回数の目標値を設定します。

国の基本指針	
保健、医療、福祉関係者等による協議について、開催回数等を明確にし、取組を積極的に推進することを基本とする。	

【基本指針の説明】

精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉等の支援が包括的に確保された体制を構築、推進を目指す指針です。

<目標設定にあたっての考え方>

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築には、保健、医療、福祉関係者等による協議の場を通じて支援体制を作ることが必要とされており、山形市では令和4年1月に山形市障がい者自立支援協議会に設置しました。

今後とも、協議の場を活用し、精神障がい者の地域生活を支援する上での地域の課題等について、継続して検討していきます。

成果目標	
協議の場の開催回数	各年度1回以上
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	各年度1回以上

※山形県村山保健所が主催する村山圏域での協議の場へも引き続き参加します。

<目標達成に向けた取組>

- ・関係機関と連携し、地域課題の解決に向けた取組等を行うため、協議の場の活用を継続していきます。また、協議の場の更なる活用について検討していきます。



### 3 地域生活支援の充実

障がい者等の高齢化、重度化や親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等の整備等、障がい者等の地域生活支援の充実についての目標を設定します。

国の基本指針
令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、地域生活支援拠点等コーディネーター等を配置し、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

#### 【基本指針の説明】

障がい者等が地域で自立した生活を送るために必要な機能を備えた支援体制（地域生活支援拠点等）を確保するとともに、新たに強度行動障がい者への支援体制の整備を目指す指針です。

#### <目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市では、地域生活支援拠点等を確保し、その機能（以下「拠点等機能」といいます。）の充実を図るため年1回以上の運用状況の検証を行っていますが、更なる機能の充実を図るため、地域生活支援拠点等コーディネーター<sup>26</sup>の配置を行います。
- ・強度行動障がい<sup>27</sup>がある障がい者への支援体制を整備します。

成果目標	
【新規】地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	17人
【新規】強度行動障がい者への支援体制の整備	令和8年度末までに整備

26 地域生活支援拠点等コーディネーター：地域生活支援拠点等の運営や、障がい者の介護者が急病等により不在となったとき等の緊急事態におけるサービスの利用調整を担う者。

27 強度行動障がい：自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

### <目標達成に向けた取組>

- ・地域生活支援拠点等コーディネーターについては、市内全ての相談支援事業者に配置できるよう、事業者と協議を進めます。
- ・山形市障がい者自立支援協議会等を活用して強度行動障がい者のニーズを把握しながら、「専門的人材の確保」<sup>28</sup>や「地域の体制づくり」<sup>29</sup>の拠点等機能を有するものとして山形市から認定<sup>30</sup>を受けた事業所と連携し、支援の事例の共有や、山形県が行う強度行動障がい支援者養成研修の周知による研修受講者数の増加を目指し、強度行動障がい者に対する専門的な支援ができる人材の増加を図ります。
- ・拠点等機能を有する事業者におけるICT機器等の導入を促進し、支援に必要な情報を円滑に共有できる仕組みを構築することで、事業者の業務負担を軽減するよう、事業者とともに検討していきます。

---

28 専門的人材の確保：拠点等機能の1つで、強度行動障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制を確保する機能。

29 地域の体制づくり：拠点等機能の1つで、地域のニーズに対応するため、サービスの提供体制確保や地域の連携体制の構築を行う機能。

30 認定：山形市では、拠点等機能を担う事業所等を認定する制度を運用。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数等の目標を設定します。

### 国の基本指針

- ①就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援を行う事業等）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を基本とする。
- ②就労移行支援事業を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ③就労継続支援A型事業を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者については、令和3年度の移行実績の概ね1.29倍以上の者の一般就労移行を目指すこととする。
- ④就労継続支援B型事業を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者については、令和3年度の移行実績の概ね1.28倍以上の者の一般就労移行を目指すこととする。
- ⑤就労移行支援事業所の半数以上において、令和8年度中に一般就労へ移行した者の割合が5割以上とすることを基本とする。
- ⑥令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ⑦就労定着支援事業所の4分の1以上において、令和8年度中の就労定着率が7割以上とすることを基本とする。

#### 【基本指針の説明】

働く意欲のある障がい者等が自立した生活を送るため、その能力を発揮して職業に就き、社会の一員として活躍することを目指す指針です。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（基本指針の①から④）については、それぞれ国の基本指針及び前計画の実績を踏まえ、前計画と同等かそれ以上の数値目標を設定します。
- ・就労移行支援事業所の半数以上において、利用者の一般就労移行割合が5割以上となることを目指します。
- ・就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の実績の1.41倍（36人）以上を目指す。
- ・就労定着支援事業所の4分の1以上において、利用者の就労定着率が7割以上となることを目指します。

成果目標		説明
令和8年度中に就労移行支援事業所等を退所し、一般就労に移行した者の数	42人以上	令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者25人の1.28倍(32人)以上から前計画の目標値以上に引き上げ
就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数	25人以上	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労した者の数16人の1.31倍(21人)以上から前計画の目標値25人まで引き上げ
就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数	10人以上	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労した者7人の1.29倍(10人)以上(前計画の目標値8人)
就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数	7人以上	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者2人の1.28倍(3人)以上から前計画の目標値7人まで引き上げ
【新規】利用者の令和8年度中の一般就労割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上	令和8年度中のAに対するBの割合が5割以上 A市内の就労移行支援事業所の総数B利用者の一般就労割合が5割以上の事業所数
【新規】令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数	36人以上	令和3年度中の利用者数の実績25人の1.41倍(36人)以上
【新規】利用者の令和8年度中の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	令和8年度中のAに対するBの割合が2割5分以上 A市内の就労定着支援事業所の総数B利用者の就労定着率が7割以上の事業所数

<目標達成に向けた取組>

- ・就労移行支援の利用者で、事業の標準的な利用期間である2年間を超えて継続しても一般就労に移行できなかったケースを中心に、個別の支援会議等を通じてどのような課題があるのかを把握します。また、把握した課題を関係機関と共有することで、支援の質の向上を図ります。
- ・就労継続支援の利用者に対し、サービスの利用の開始、更新の機会等を活用し、少なくとも年に1回は一般就労の意向を確認し、事業者と連携しながら特性に応じた支援を行っていきます。
- ・山形市障がい者自立支援協議会において、就労移行支援等のサービスの情報共有や支援事例の共有等を通じ、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、山形県難病相談支援センター等関係機関との連携を充実していきます。
- ・山形労働局が主催する一般の従業員を対象とした精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座についての周知を図り、障がい者が働きやすい職場環境づくりの推進を図ります。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児とその家族に対して、身近な場所で支援できる体制についての目標を設定します。

### 国の基本指針

- ①保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

#### 【基本指針の説明】

障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる社会を実現するためインクルージョンの推進を目指すとともに、医療的ケア児が必要な支援を適切な支援を受けることができる体制の整備を目指す指針です。

#### <目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市内には、児童発達支援センターや、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が整備されていることから、今後とも、各事業所それぞれの役割を踏まえ、サービス提供体制を確保していきます。また、山形市障がい者自立支援協議会を活用して地域のニーズを把握していきます。
- ・障がい児支援に向け関係機関による協議を更に充実させ、包容（インクルージョン）の推進、医療的ケア児の支援体制の構築を目指します。
- ・医療的ケア児等コーディネーターは、サービスの利用調整を行う障がい児相談支援事業所及び医療的ケア児を受け入れる障がい児通所サービス事業所等において1名以上配置されることを目指します。

成果目標		説明
【新規】令和8年度末までに保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への包容(インクルージョン)を推進する体制を構築	令和8年度末までに構築	児童発達支援センター、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築を目指す
令和8年度末までの医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	累計31人	令和4年度末現在 コーディネーター数 累計12人

<目標達成に向けた取組>

- ・包容(インクルージョン)の推進のため、山形市障がい者自立支援協議会における児童発達支援センター、保育所、学校及び保育所等訪問支援事業者をはじめとする関係機関の連携を充実していきます。
- ・児童発達支援センター等の関係機関において、発達障がいの傾向がある(グレーゾーンの)児童を含めた発達障がい児に関し、当事者等が気兼ねなく相談できる体制を整備していきます。
- ・山形県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講について、事業所等に対する働きかけを強化し、受講者数を増加させることで、医療的ケア児等コーディネーターの配置人数を拡充します。

6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制についての目標を設定します。

国の基本指針
令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【基本指針の説明】

障がい者等が日常生活、社会生活を営むため、各般の相談に応じ、必要なサービスの適切な利用を支える体制の充実、強化を目指す指針です。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市では、市内6つの相談支援事業所に委託し、障がい者等の身近な相談窓口としての「山形市相談支援センター」を設置しています。同センターでは、精神保健福祉士、社会福祉士等専門的職員を配置し、障がい者に対する総合的な相談支援、関係機関との連絡調整、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導及び助言等を行うことで、実質的に基幹相談支援センターの役割を担っています。このことを踏まえつつ、基幹相談支援センターの設置を図ります。
- ・更なる相談体制の確保が求められていることから、相談機関に対しICT機器等を導入し、業務の負担軽減を行います。
- ・山形市障がい者自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発や改善を行っています。

成果目標	
【新規】基幹相談支援センターの設置	1か所以上

<目標達成に向けた取組>

- ・山形市障がい者自立支援協議会において、「山形市相談支援センター」が担っている機能を踏まえつつ検討を行い、基幹相談支援センターの設置を目指します。
- ・地域生活に必要な相談体制を確保するため、山形市相談支援センター、計画相談支援事業者等に対してICT機器等を導入し、業務の負担軽減を図ります



## 7 障がい福祉サービス事業所等の適正な運営に係る体制の構築

障がい福祉サービス等事業所の適正な運営を確保し、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等が提供されるよう目標を設定します。

国の基本指針
令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有や、指導監査結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。

**【基本指針の説明】**

障がい者等が日常生活、社会生活を営むため、各般の相談に応じ、必要なサービスの適切な利用を支える体制の充実、強化を目指す指針です。

<目標設定にあたっての考え方（山形市では構築済）>

- ・山形市においては、前計画において、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有体制及び指導監査結果を関係自治体と共有する体制を構築しました。

成果目標	
請求審査結果及び指導監査結果の共有体制を継続して確保	継続して確保

<目標達成に向けた取組>

- ・審査の結果判明した請求の過誤については、頻出している事例をとりまとめ、全ての事業所に対し年に1回以上共有する体制を継続して確保していきます。
- ・指導監査の結果、特に改善すべきと判断される事例等を全事業所に対して共有する体制や、県の指導監査部門等の関係自治体と随時の情報共有を行う体制を継続して確保していきます。



## 8 就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上

就労継続支援B型事業所では、障がい者による生産活動（食料品や小物雑貨の生産販売、清掃など役務の提供等）が行われ、生産活動を行った障がい者に対して、事業所等から工賃が支払われています。

令和3年度における1人あたりの工賃の平均月額、全国では16,507円、山形県では12,943円ですが、山形市では11,082円であり、全国と比較して工賃水準が低いことが課題となっています。

国の基本指針では示されておりませんが、障がい者の経済的な自立や社会参加の促進のため、独自に目標を設定し、工賃水準の向上を図ります。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・工賃向上のための取組や支援体制について検討する場を設置します。  
山形県と協働しながら、工賃向上を目指します。

成果目標	
工賃向上のための取組や支援体制について検討する場の設置	令和6年度中に設置
工賃向上	山形県が令和6年中に定める工賃向上計画に基づく目標額

<目標達成に向けた取組>

- ・検討の場として、山形市障がい者自立支援協議会に、市内全ての就労継続支援B型事業所で構成される協議体を新たに設置します。
- ・検討の場において、事業所等（他市町村に住所を有するものを含みます。）での生産品の価値の向上や販路開拓等の好事例を収集、分析し、工賃向上のための取組を検討、企画します。
- ・検討を踏まえ企画された生産品の価値を高める取組等を実施するため、山形県共同受注センター等との適切な連携を図りながら、工賃向上に努めます。

## 第5章 成果目標に関連する指標

成果目標の達成に関連したサービスや取組についての指標を設定します。

### 1 障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行

#### (1) 障がい福祉サービス等の利用者数、利用量の見込

障がい福祉サービスの種類ごとに、利用者数等の見込量を定めます。

##### ① 訪問系サービス

<サービスの種類と内容>

種類	内容
居宅介護	援助が必要な障がい者等に対し、ヘルパーが、居宅において食事等の介護、掃除等の家事、生活等に関する相談等、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出時において、ヘルパーが、移動に必要な視覚的情報の提供（代筆・代読を含む。）及び移動の支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方に対して、ヘルパーが、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援や移動中の介護等を行います。
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方に、ヘルパーにより居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

<見込量の考え方>

- ・居宅介護等については、福祉施設や精神科病院から地域生活に移行した場合を含め、障がい者等の居宅での生活にとって重要な事業です。今後も利用者数が増加し、必要な量が増加していくものと見込みます。
- ・重度障がい者等包括支援については、利用実績がなく、現時点では利用がないものと見込みます。

<見込量>

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人/月	237	246	247	253	260	267
	時間/月	2,972	2,956	2,849	2,919	2,999	3,080
重度訪問介護	人/月	17	17	20	20	21	22
	時間/月	2,994	3,008	3,271	3,271	3,435	3,599
同行援護	人/月	46	45	45	46	47	49
	時間/月	453	523	618	632	646	673
行動援護	人/月	25	23	25	25	26	27
	時間/月	90	77	76	76	80	83
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

② 日中活動系サービス

<サービスの種類と内容>

種類	内容
生活介護	施設への通所により、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などのサービスを提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事など日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所（ショートステイ）	障がい者等を介護する家族が疾病等により一時的に介護ができない時、施設に宿泊させて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

<見込量の考え方>

- ・生活介護については、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行の促進や障がい者等の高齢化等を勘案し、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ・自立訓練（機能訓練）については、利用者が限定されているため、今後も大幅な増加はないものと見込みます。
- ・自立訓練（生活訓練）については、地域生活移行時の利用等を見込み、増加していくものと見込みます。
- ・療養介護については、医療的ケアが必要な重度の障がい者等の生活の場であることから、今後も一定の需要があるものと見込みます。
- ・短期入所（ショートステイ）については、介護者の疾病等による緊急的な受入れ先として、また、介護者の休息のための利用として必要性が高まっていることから、増加していくものと見込みます。

また、児童（18歳未満）の利用ニーズがあることから、児童分についての見込量を定めます。

<見込量>

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人/月	497	504	506	514	522	531
	日/月	8,951	8,878	9,160	9,305	9,450	9,613
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	1	2	2	2	2
	日/月	0	1	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	人/月	13	14	22	24	26	28
	日/月	307	366	508	537	566	596
療養介護	人/月	42	40	39	39	39	39
短期入所	人/月	66	70	78	90	102	114
	日/月	334	328	353	410	467	524
短期入所のうち 児童分	人/月	24	25	26	31	36	41
	日/月	75	76	83	89	95	101

③ 就労系サービス

<サービスの種類と内容>

種類	内容
就労選択支援	働く力と意欲のある障がい者等に、就労系サービスの利用や一般就労等の本人に合った就労を選択する機会の提供に関する支援等を行います。
就労移行支援	一般企業への就労が可能と見込まれる障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。
就労継続支援A型	一般企業への就労が困難な障がい者等に、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業への就労が困難な障がい者等に、雇用契約なしで、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者等が就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

<見込量の考え方>

- ・ 就労移行支援、就労継続支援A型及びB型については、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行の促進や法定雇用率の見直し等を勘案し、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ・ 就労定着支援については、障がい者等の職場への定着のために重要であり、今後もサービス利用を促進していくことから、利用者の増加を見込みます。
- ・ 令和7年10月から創設される（予定の）就労選択支援については、障がい者雇用の促進により、就労移行支援や就労継続支援からの利用を勘案して見込みます。

<見込量>

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	32	66
	日/月	-	-	-	-	320	660
就労移行支援	人/月	36	47	56	62	69	76
	日/月	591	814	989	1,151	1,313	1,475
就労継続支援A型	人/月	105	112	111	118	125	133
	日/月	1,981	2,121	2,163	2,290	2,417	2,544
就労継続支援B型	人/月	474	499	527	542	557	573
	日/月	7,732	7,983	8,590	8,776	8,963	9,150
就労定着支援	人/月	25	23	26	28	30	33

④居住系サービス

<サービスの種類と内容>

種類	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、障がい者等が共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、障がい者支援施設に入所する障がい者等に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設・グループホーム・病院等から賃貸住宅等での一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者等の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。

<見込量の考え方>

- ・共同生活援助については、障がい者等の地域生活への移行を進めるうえでの受け皿となることから、今後も利用者は増加するものと見込みます。
- ・施設入所支援については、成果目標に基づき、令和8年度末の施設入所者数を152人と見込みます。
- ・自立生活援助については、地域生活への移行者や生活環境が変化した障がい者等のニーズがあるものと見込みます。

<見込量>

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
共同生活援助	人/月	227	244	263	281	299	318
施設入所支援	人/月	170	163	161	158	155	152
自立生活援助	人/月	0	3	3	4	5	6



⑤相談支援サービス

<サービスの種類と内容>

種類	内容
計画相談支援	障がい者等の心身の状況や意向、その他の事情を勘案し、適切なサービス等の種類、組み合わせ及び内容を記載したサービス等利用計画案を作成します。 また、利用にあたりサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者等や精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、退所（退院）後の住居確保のための支援、障がい福祉サービス事業所への同行支援、関係機関との連携・調整など、地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において家族等からの緊急時の支援が見込めない障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するなど、安定した地域生活を送れるための支援を行います。

<見込量の考え方>

- ・計画相談支援については、障がい福祉サービス利用に際し、サービス等利用計画が必要であることから、今後も利用者が増加するものと見込みます。
- ・地域移行支援については、施設入所者や精神科病院からの地域移行に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- ・地域定着支援については、これまでの利用実績から、今後とも山形市相談支援センター等で行う一般的な相談等としての提供が想定されるため、現時点では利用を見込んでいません。

<見込量>

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人/月	305	338	363	379	395	412
地域移行支援	人/月	0	1	1	2	3	4
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 地域生活支援事業等の実施体制等

地域生活支援事業等は、市町村事業として、障がい者等が、その有する能力や適性に  
 応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者  
 の状況に応じ実施していく事業です。

事業の種類ごとに、実施体制の有無、見込量を定めます。

<地域生活支援事業の内容>

事業名	内容
理解促進・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	保護者やボランティアの団体等が行う心身障がい者等を対象とした機能訓練教室や障がい者等が組織する団体が行う研修活動などを支援します。
相談支援事業	市が委託する相談支援事業所（相談支援センター）において、障がい者等やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。 また、山形市障がい者自立支援協議会において地域の関係機関との連携を図り、障がい者等の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	権利擁護が必要な知的障がい者又は精神障がい者に、成年後見制度を利用するための手続きに関する費用の助成等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者などの派遣を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい等のため意思疎通を図ることに支障がある人に対する支援体制を整備します。
地域活動支援センター事業	市が委託した地域活動支援センターにおいて、障がい者等に創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

事業名	内容
障がい児等療育支援事業 (山形県と共同実施)	障がい児が地域で安心して暮らせるよう、本人や家族等へ専門的な相談や支援として、訪問・外来による療育相談・指導、訪問による健康診査などを行うことにより、身近な地域で療育指導を行います。
専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業 (山形県と共同実施)	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した社会生活を支援します。
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 (山形県と共同実施)	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるよう、市町村域を超えた広域的な派遣などの対応が必要となる場合の要約筆記者の派遣、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	在宅生活を営む上で日常生活用具を必要とする障がい者等に、給付又は貸与することにより、障がい者の日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
日常生活支援事業	
訪問入浴サービス事業	入浴が困難である身体障がい者等に対し、居宅に訪問し、入浴車において入浴サービスを提供します。
障がい者自立支援訓練事業	障がい者等向けの福祉ホーム等に居住し、日常生活等を自主的に営むのに支障がある方に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者）による介助サービス及び自立のための訓練を提供します。
生活訓練等事業	障がい者等に対し、主として昼間、調理、洗濯及び掃除等の日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
日中短期入所事業	障がい者等を日中一時的に預かり、入浴、排せつ又は食事等の介護を行います。
社会参加促進事業	障がい者等の社会参加を促進するため、スポーツ大会の支援や点字又は音声コードによる情報提供を行います。

事業名	内容
権利擁護支援事業	
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等適正な支援を実施するため、虐待防止の普及啓発、相談支援体制や協力体制の整備等を行います。
成年後見制度普及啓発事業	山形市地域福祉計画、山形市障がい者基本計画及び山形市成年後見制度利用促進基本計画（山形市高齢者保健福祉計画に包含するものとして位置づけている）を踏まえつつ、市が委託する成年後見センターを軸として、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）の構築を図るとともに、成年後見制度の周知・広報、相談支援、後見人等の受任者調整及び後見人支援等を実施し、成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

※権利擁護支援の地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき平成29年3月に定められた成年後見制度利用促進基本計画において、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の役割を念頭に、保健・医療・福祉とともに、司法を含めた連携の仕組みを「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」としている。

<見込量> 上段：利用者数 下段：実施体制の有無等（有は「○」）、サービス量

事業の種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
理解促進・啓発事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
自発的活動支援事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
相談支援事業							
障がい者 相談支援事業	実施か所数	6	6	6	6	6	6
山形市障がい者自立 支援協議会	実施状況	○	○	○	○	○	○
成年後見制度利用支援事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
意思疎通支援事業							
手話通訳者設置事業	設置 人員数	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	年間実 利用者数	42	48	44	45	45	45
要約筆記者派遣事業	年間実 利用者数	4	7	6	6	6	6
手話奉仕員養成研修事業	研修 修了者数	12	16	20	20	20	20
地域活動支援センター事業	実施か所数	4	4	4	4	4	4
	年間実 利用者数	165	159	159	159	159	159
障がい児等療育支援事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○	○	○
専門性の高い意思疎通支援を 行う者の養成研修事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○	○	○
専門性の高い意思疎通を行う者 の派遣事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○	○	○
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	年間件数	13	13	13	13	13	13
自立生活支援用具	年間件数	47	51	49	49	49	49
在宅療養等支援用具	年間件数	31	33	32	32	32	32
情報・意思疎通支援用具	年間件数	54	45	50	50	50	50
排泄管理支援用具	年間件数	5,256	5,135	5,195	5,195	5,195	5,195
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	年間件数	4	6	5	5	5	5

## 第5章 成果目標に関連する指標

事業の種類		単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
			3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
移動支援事業								
個別支援事業	年間実利用者数	94	103	93	93	93	93	
	年間利用時間	3,340	3,247	3,013	3,013	3,013	3,013	
日中活動サービス 送迎事業	年間実利用者数	42	45	68	68	68	68	
	年間利用回数	8,138	9,164	10,054	10,054	10,054	10,054	
視覚障がい者 ガイドヘルパー派遣事業	年間実利用者数	5	6	6	6	6	6	
	年間利用時間	114	120	108	120	120	120	
障がい児学校送迎活動費 補助事業	年間実利用者数	10	12	12	15	16	17	
	補助事業所数	2	4	4	5	5	5	
特別支援学校等 通学支援事業	年間実利用者数	24	17	20	25	27	29	
	年間利用回数	227	380	449	562	607	656	
日常生活支援事業								
訪問入浴サービス事業	年間実利用者数	33	30	28	28	27	26	
	年間利用回数	2,252	2,113	1,826	1,811	1,796	1,780	
障がい者 自立支援訓練事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1	
	年間実利用者数	9	7	7	7	7	7	
生活訓練等事業	実施か所数	4	4	5	5	5	5	
	年間実利用者数	56	64	68	68	68	68	
日中短期入所事業	年間実利用者数	17	16	14	14	14	14	
	年間利用回数	226	186	182	182	182	182	
社会参加促進事業								
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	年間参加者数	0	16	100	100	184	184	
広報誌・議会報の発行事業 (点字)	年間発行回数	28	28	29	28	28	28	
広報誌・議会報の発行事業 (声のCD)	年間発行回数	16	16	17	16	16	16	
広報誌・議会報の発行事業 (音声コード)	年間発行回数	28	28	29	28	28	28	
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	年間助成件数	9	9	9	9	9	9	
権利擁護支援事業								
障がい者虐待防止対策支援 事業	実施状況	○	○	○	○	○	○	
障がい者成年後見制度普及 啓発事業	実施状況	○	○	○	○	○	○	

(3) 障がい福祉サービス等事業所の整備

障がい福祉サービス事業所等の創設（新規開設）の件数を定めます。

整備に当たっては、本計画に掲げる障がい福祉サービス等の見込量を踏まえつつ、整備の必要性を把握した上で実施します。

<事業の内容>

事業名	内容
社会福祉施設等施設整備事業	社会福祉法人等が行う障がい福祉施設等の創設、改修、大規模修繕等工事に補助を行うことで、市の社会福祉施設等を充実し、障がい者の福祉の向上を図ります。

事業の種類		単位	第7期見込量		
			6年度	7年度	8年度
社会福祉施設等施設整備事業(※)	創設	年間整備件数	2	0	1
		施設等種別	共同生活援助2件	—	共同生活援助(件数未定)

※ 第7期見込量は、障がい福祉アンケート調査の結果に基づいて見込んだものです。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

協議の場の参加者数等を定めます。

(1) 山形市における保健・医療・福祉関係者による協議の場への参加者数等

関係者区分	各年度
保健分野	2人以上
医療分野	5人以上
福祉分野	6人以上
計	13人以上

(2) 精神障がい者の障がい福祉サービス利用者数

区分	サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
居住系	共同生活援助【再掲】	人/月	281	299	318
	うち精神障がい者	人/月	56	59	62
	自立生活援助【再掲】	人/月	4	5	6
	うち精神障がい者	人/月	3	4	5
相談系	地域移行支援【再掲】	人/月	2	3	4
	うち精神障がい者	人/月	2	3	4
日中活動系	自立訓練（生活訓練）【再掲】	人/月	24	26	28
	うち精神障がい者	人/月	7	7	7

## 3 地域生活支援の充実

強度行動障がい者の障がい福祉サービス利用者数を見込みます。

区分	サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
日中活動系	生活介護【再掲】	人/月	514	522	531
	うち強度行動障がい者	人/月	128	129	131
居住系	共同生活援助【再掲】	人/月	281	299	318
	うち強度行動障がい者	人/月	31	32	34
	短期入所【再掲】	人/月	90	102	114
	うち強度行動障がい者	人/月	61	62	63



## 4 福祉施設から一般就労への移行

障がい福祉サービス等のうち、就労系サービスの利用者数等の見込量を定めます。

## 【再掲】 &lt;サービスの種類と内容&gt;

種類	内容
就労選択支援	働く力と意欲のある障がい者等に、就労系サービスの利用や一般就労等の本人に合った就労を選択する機会の提供に関する支援等を行います。
就労移行支援	一般企業への就労が可能と見込まれる障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。
就労継続支援A型	一般企業への就労が困難な障がい者等に、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業への就労が困難な障がい者等に、雇用契約なしで、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者等が就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

## 【再掲】 &lt;見込量の考え方&gt;

- ・ 就労移行支援、就労継続支援A型及びB型については、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行の促進や法定雇用率の見直し等を勘案し、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ・ 就労定着支援については、障がい者等の職場への定着のために重要であり、今後もサービス利用を促進していくことから、利用者の増加を見込みます。
- ・ 令和7年10月から創設される（予定の）就労選択支援については、障がい者雇用の促進により、就労移行支援や就労継続支援からの利用を勘案して見込みます。

【再掲】＜見込量＞

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	32	66
	日/月	-	-	-	-	320	660
就労移行支援	人/月	36	47	56	62	69	76
	日/月	591	814	989	1,151	1,313	1,475
就労継続支援A型	人/月	105	112	111	118	125	133
	日/月	1,981	2,121	2,163	2,290	2,417	2,544
就労継続支援B型	人/月	474	499	527	542	557	573
	日/月	7,732	7,983	8,590	8,776	8,963	9,150
就労定着支援	人/月	25	23	26	28	30	33

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

## (1) 障がい児通所サービスの利用者数、利用量の見込

障がい児通所サービスの種類ごとに、利用者数等の見込量を定めます。

## ＜サービスの種類と内容＞

種類	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対し、保育所等を訪問し、保育所等におけるほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援や保育所等への助言を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児が適切に障がい児通所サービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

## ＜見込量の考え方＞

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスについては、障がいの早期発見・早期療育の促進により年々利用者が増加していることから、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ・保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、今後も一定の需要があるものと見込みます。
- ・障がい児相談支援については、障がい児通所サービス利用に際し、サービス等利用計画が必要であることから、今後も利用者が増加するものと見込みます。

<見込量>

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第2期計画実績			第3期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人/月	221	218	229	237	243	246
	日/月	1,752	1,624	1,753	1,815	1,861	1,884
放課後等 デイサービス	人/月	582	650	706	758	810	863
	日/月	6,861	7,664	8,628	9,214	9,800	10,386
保育所等訪問支援	人/月	9	11	15	15	15	15
	日/月	15	16	25	25	26	27
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	1	1	1	1	1
	日/月	0	1	3	3	3	3
障がい児相談支援	人/月	162	181	211	221	231	241

(2) 障がい児保育の実施

障がい児を受け入れる保育所の増加を定めます。

(参考) 第二期山形市子ども・子育て支援事業計画における数値目標

内容（指標等）	計画策定時の状況 （令和元年度）	数値目標 （令和6年度）
障がい児を受入れている保育所の数	23カ所	増やす

(3) 発達障がい者等に対する支援

ペアレントプログラムの受講者数等を定めます。

内容	各年度
ペアレントプログラム受講者数	4人以上
ペアレントプログラム実施者（支援者）数	1人以上
ペアレントメンターの人数	2人以上

内容	6年度	7年度	8年度
ピアサポート活動の参加人数	70人以上	75人以上	80人以上

(4) 保育所等の巡回支援の実施

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、保育所等の職員及び児童の保護者に対して、障がいの早期発見及び早期対応のための助言等を行う事業です。専門員の相談件数を定めます。

内容	6年度	7年度	8年度
専門員の年間延べ相談件数（※）	492件以上	495件以上	498件以上

※ 相談件数は、保育所等発達相談、幼児巡回相談及び保育所等連携相談の件数の合計です。

6 相談支援体制の充実及び強化

山形市障がい者自立支援協議会における地域の相談支援事業者に対する指導、助言件数等を定めます。

内容	各年度
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	36 件以上
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12 回以上
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	36 件以上

内容		各年度
相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	1 回以上
	参加事業者数	6 人以上
専門部会の設置数及び実施回数	設置数	6 部会以上
	実施回数	50 回以上

7 障がい福祉サービス事業所等の適正な運営に係る体制の構築

審査や指導監査の結果を共有する回数等を定めます。

内容	各年度
請求の過誤情報等を事業所全体と共有する回数	1回以上
指導監査結果を関係自治体等と共有する回数	2回以上

内容	6年度	7年度	8年度
山形県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他研修に参加する市職員数	7人以上	8人以上	9人以上

8 就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上

工賃向上を図るための取組について検討する回数等を定めます。

内容	各年度
工賃向上を図るための取組について検討する回数	1回以上
障がい者就労施設等からの物品等調達額	当年度の 調達目標額以上

## 第6章 資料編

### 1 障がい者手帳所持者数

#### ○障がい者手帳所持者数

・身体・療育・精神の障がい者手帳所持者数の合計 (各年度3月31日現在)

年度	総数		対人口比	
	人数	前年比 (%)	人口 (※)	比率 (%)
2	14,226	1.5	246,264	5.8
3	14,308	0.6	244,584	5.9
4	14,422	0.8	242,260	5.9

※ 人口は、表の年度の翌年度の4月1日時点のものです。

### 2 障がい種別手帳所持者数

#### ○身体障がい者手帳

・身体障がい者手帳所持者数 (各年度3月31日現在)

年度	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計	対前年比伸び率
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	%
2	588	934	154	5,691	3,489	10,856	0.6
3	595	953	143	5,563	3,590	10,844	▲0.1
4	591	977	133	5,505	3,630	10,836	▲0.1

・等級別身体障がい者（児）数 (各年度3月31日現在)

年度	重度 ← → 軽度						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
2	3,340	1,183	1,586	2,910	1,219	618	10,856
3	3,307	1,184	1,572	2,906	1,256	619	10,844
4	3,256	1,147	1,595	2,927	1,277	634	10,836





・年齢階層別精神障がい者保健福祉手帳所持者数 (各年度3月31日現在)

年度	18歳未満		18歳以上		計
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数
2	4	0.2	1,628	99.8	1,632
3	4	0.2	1,685	99.8	1,689
4	5	0.3	1,772	99.7	1,772

・自立支援医療（精神通院）受給者証交付数（各年度3月31日現在）

年度	交付数	前年比 (%)
2	3,084	5.0
3	3,231	4.8
4	3,402	5.3

### 3 障がい児支援の現状

○1歳6か月児健診及び3歳児健診における相談件数

・1歳6か月児健診

年度	受診児 人	臨床心理士 個別相談 件 割合 (%)		個別相談後の支援内訳						①～③合計 件 割合 (%)	
				保健師による 経過観察①		発達相談②		専門機関へ 紹介③			
				件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)
2	1,625	163	10.0	80	4.9	4	0.2	0	0	84	5.2
3	1,757	161	9.2	72	4.1	1	0.1	0	0	73	4.2
4	1,684	133	7.9	76	4.5	1	0.1	1	0.1	78	4.6

・3歳児健診

年度	受診児 人	臨床心理士 個別相談 件 割合 (%)		個別相談後の支援内訳						①～③合計 件 割合 (%)	
				保健師による 経過観察①		発達相談②		専門機関へ 紹介③			
				件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)
2	1,642	172	10.5	48	2.9	21	1.3	5	0.3	74	4.5
3	1,979	209	10.6	65	3.3	28	1.4	5	0.3	98	5.0
4	1,690	201	11.9	77	4.6	16	0.9	5	0.3	98	5.8

資料：山形市健康医療部母子保健課

## ○保育所等における受入れ状況 (各年度4月1日現在)

種類	2年度			3年度			4年度		
	全体数 (人)	障がい 児数(人)	割合 (%)	全体数 (人)	障がい 児数(人)	割合 (%)	全体数 (人)	障がい 児数(人)	割合 (%)
保育所等 (※)	7,026	36	0.5	6,900	43	0.6	6,603	58	0.9
放課後 児童クラブ	3,508	103	2.9	3,685	126	3.4	3,949	145	3.7
合計	10,534	139	1.3	10,585	169	1.6	10,552	203	1.9

※ 認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業を含みます。

資料：山形市こども未来部保育育成課

## ○特別支援学級及び特別支援学校の在籍者数 (各年度5月1日現在)

年度		2	3	4
①市立 小学校	児童数(人)	11,812	11,651	11,494
	うち特別支援学級児童数(人)	325	378	435
	割合(%)	2.75	3.24	3.78
②市立 中学校	生徒数(人)	6,019	5,981	5,933
	うち特別支援学級生徒数(人)	136	135	161
	割合(%)	2.26	2.26	2.71
③県内の特別支援学校に 在籍する山形市の 児童・生徒数(人)	幼稚部	4	2	1
	小学部	102	87	106
	中学部	30	44	46
	高等部	98	94	81

資料：表の①及び② 山形市教育委員会学校教育課、表の③ 山形県教育局特別支援教育課

山形市障がい福祉計画（第7期計画）  
山形市障がい児福祉計画（第3期計画）  
令和6年3月

編集・発行 山形市福祉推進部障がい福祉課  
〒990-8540  
山形市旅籠町二丁目3番25号  
電話：023-641-1212（代表）  
FAX：023-632-7091  
E-mail：shogai@city.yamagata-yamagata.lg.jp